

# 特定建築物における水質検査（平成 21 年 4 月 1 日施行）



「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」が一部改正され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されます。検査項目・頻度は下記のとおりです。

## 【水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源としている場合】

1	一般細菌	6 ヶ月に 1 回	16	シアン化物イオン及び塩化シアン	1 年に 1 回 (6 月～ 9 月)
2	大腸菌		17	塩素酸	
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		18	クロロ酢酸	
4	塩化物イオン		19	クロロホルム	
5	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		20	ジクロロ酢酸	
6	pH値		21	ジブロモクロロメタン	
7	味		22	臭素酸	
8	臭気		23	総トリハロメタン	
9	色度		24	トリクロロ酢酸	
10	濁度		25	ブロモジクロロメタン	
11	鉛及びその化合物（*1）		26	ブロモホルム	
12	亜鉛及びその化合物（*1）		27	ホルムアルデヒド	
13	鉄及びその化合物（*1）				
14	銅及びその化合物（*1）				
15	蒸発残留物（*1）				

(\*1については【参考】をご覧ください)

## 【地下水及び上記以外の水を水源の一部又は全部としている場合】

- ◎ 給水開始前：水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令 101 号）に掲げる全ての項目「50 項目」の検査（詳細は、ザ・ナイツレポートNo.08003 をご覧ください）。
- ◎ 上表の検査項目（1～27）に加えて、3 年に 1 回、以下の 7 項目の検査が必要です。

1	四塩化炭素	5	トリクロロエチレン
2	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	6	ベンゼン
3	ジクロロメタン	7	フェノール類
4	テトラクロロエチレン		

## 【参考】

- \*1 上表の 11～15 の検査項目は、検査の結果、水質基準に適合していた場合には、その次の回の検査では省略しても差し支えないとされています（昭和 58 年環企第 28 号）。
- \*2 中央式の給湯設備を設けている場合は、給湯水についても給水栓において同様の水質検査を実施することとされています（平成 15 年健衛発第 0314002 号）。

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森、堀井**（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318、332）までお問い合わせ下さい。

### ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

